

『基礎教育保障学研究 (The Journal of the JASBEL)』投稿規程 (改訂版 2018. 9)

<投稿者要件>

1. 投稿は、本学会の会員であること（会費完納者に限る）。ただし、編集委員会が依頼する場合は、会員・非会員を問わない。

<原稿要件>

2. 投稿原稿は、基礎教育保障学の研究や教育実践に貢献するものであり、他の刊行物に未発表の原稿とする。

<投稿区分>

3. 投稿の区分は、学術論文（研究論文、展望論文、実践論文、研究ノート）、報告、評論、資料、書評、その他とし、送り状に明記すること。
- (1) 研究論文は、理論的または実証的な独創性のある研究、および独創的または有効性のある教育実践 研究、教材・教具・教育システム等の開発研究とし、論文として完結した体裁を整えていること。
 - (2) 展望論文は、政策、研究、教育実践、新しい思潮に関して一定の分野を系統的に概観し、課題の整理や評価・展望を行っている論文とする。
 - (3) 実践論文は、教育現場における実践の内容が具体的、かつ明示的に記述されているもので、実践の内容を広く公開し、共有することの意義が明確に論じられているものとする。
 - (4) 研究ノートは、新しい事実の発見、萌芽的研究課題の提起、少数事例の提示など、将来の研究の基礎としてまたは中間報告として、優れた研究につながる可能性のある内容が明確に記述されているものとする。
 - (5) 報告は、教育実践、国内外の動向、施策の状況などを述べたものとする。
 - (6) 評論は、基礎教育保障の研究や教育実践を批評し、述べたものとする。
 - (7) 資料は、基礎教育保障に関する情報提供とする。
 - (8) 書評は、基礎教育保障に関する図書の紹介や批評とする。
 - (9) その他、編集委員会は区分を適宜設けることができる。

<査読>

4. 学術論文は、複数の査読者による査読を経て、編集委員会が採否を決定する。そのほかの投稿原稿は編集委員会で閲読を行い、その採否は編集委員会が決定する。
5. 編集委員会から原稿を依頼する際に投稿区分が学術論文の場合は、査読を経て掲載とする。査読の結果により、区分変更を求めることもある。

<文字数>

6. 投稿原稿は、刷り上がり時において、学術論文 16 ページ (23,040 字) 以内、報告・評論・資料等 8 ページ以内 (11,520 字)、書評 2 ページ (2,880 字) 以内とすること。1 ページの文字設定を「40 字×36 行の 1 段組」(1,440 字) とする。(いずれも厳守)

<執筆上の留意点>

7. 原稿執筆については、別に定める原稿執筆要項に従う。
8. 著者校正は初校のみとし、再校以降は編集委員会の責任において行う。なお、著者校正の際に、大幅な修正は認めない。
9. 掲載された原稿の著作権（インターネット上で公開する権利）は基礎教育保障学会に属する。
10. 投稿された原稿は、原則として返却しない。
11. 以上の投稿規程について遵守または同意いただけない原稿については、掲載手続きには入らない。
12. 査読に公平を期するため、個人を特定できるような表現は避けること。例えば、拙稿、拙著、その他謝辞等。
13. 英文要旨については、編集委員会の責任で校閲を行う。
14. 編集の都合上、編集委員会から修正を要望することがある。

2017 年 2 月 19 日 理事会にて承認。

附則 この改訂は、2018 年 9 月 2 日より適用する（第 3 号より）。

以上